

2025年12月4日

法務大臣 平口 洋 様

貿易コンソーシアム加盟企業一同

事務局：株式会社トレードワルツ

船荷証券等の電子化に関する

商法改正早期実現要望書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

船荷証券等の電子化に関する商法改正の検討に際しましては、ひとかたならぬご支援を賜りありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

我が国経済は輸出に負うところが多く、国民生活はエネルギーや食糧などの輸入物資なくしては成り立たず、これら輸出入を支えている貿易の重要性は謂うを俟ちません。

貿易は、メーカーや商社などの荷主、船会社などの運送人、代金決済等に関わる銀行、貨物や船舶の保険を提供する保険会社など、数多くの関係業界による相互協力体制に立脚し、これら多くの業界を横断する貿易実務についてデジタル化を進めることは、我が国の貿易の効率化と貿易関係企業の国際競争力の向上に必要不可欠であります。

さて、貿易実務のデジタル化に当たり法整備が待望されている船荷証券等の電子化につきましては、法制審議会商法部会において商法改正要綱案が昨年9月に採択され法務大臣宛てに答申されているところにもかかわらず、以降1年以上にわたり法案は国会に上呈されないまま棚上げにされており、誠に遺憾であります。

現行の商法では、船荷証券は紙であることが前提とされておりますことから、貿易実務に関わる多数の関係者が、紙の船荷証券への署名、発送、受領等を手作業で行う必要があり、これにより郵送費や保管費、人件費等のコストや業務時間といった負担が生じている上、コロナ禍においては、リモートワークができずに出社して作業することを余儀なくされるなど、具体的な弊害が生じているところです。船荷証券の電子化を実現することにより、業務の効率化が大幅に図られ、コストや業務時間の削減が可能となるほか、船荷証券の紛失や改ざんのリスクも低減することができますことから、船荷証券の電子化は、貿易関係企業にとって喫緊の重要な課題であります。

また、本問題は、国際的にも広く認識されており、国連の国際商取引法委員会(UNCITRAL)が船荷証券等の電子化に関するモデル法を作成して各国の立法を促進するとともに、国際商業会議所(ICC)も各国にモデル法の採択を強く推奨しています。G7においてもモデル法と整合した法整備を行うことは7か国間で合意されており、現に、イギリスやフランスなどの主要海運国においては法整備が進捗しております。このように国際的に船荷証券の電子化が急速に進んでいる近時の状況を踏まえますと、我が国において未だ法整備が行われていないことにより、国際的な競争において、日本の貿易関係企業が他国から敬遠され、取引機会を失うことが強く懸念されるところです。

以上のとおりですので、貿易コンソーシアム加盟企業一同(別紙ご参照)は、我が国の貿易実務デジタル化の促進のために本改正案を早急に国会に上呈いただき、国会審議の迅速化と早期成立に向けて、最大限のご尽力を賜りたく、ここにお願いを申し上げる次第です。

敬具